令和　年　月　日

（派遣元）

（派遣先）

待遇に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第７項に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第24条の４第２号に定める待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

**１．待遇のそれぞれの内容**

|  |
| --- |
| （待遇の種類） |
| （待遇の内容） |

|  |
| --- |
| 1. 食堂 |
|  |

|  |
| --- |
| 1. 休憩室 |
|  |

|  |
| --- |
| 1. 更衣室 |
|  |

|  |
| --- |
| 1. 教育訓練 |
|  |

※　個々の待遇に係る制度がない場合には、制度がない旨を情報提供することが必要（「施設なし」など）。

制度がない場合には、表形式ではなく、制度がない個々の待遇をまとめて記載することでも差し支えない。

＜制度がない旨の記載例＞

○○及び○○については、制度がないため、支給等していない。

※　提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合等については、労働者派遣法第26条第７項違反として、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者）の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※　派遣先均等・均衡方式の記載例は、「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（労働者派遣業界編）」に掲載している。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000501269.pdf>

※　給食施設・休憩室・更衣室については、派遣先の労働者に利用の機会を与える場合には、派遣労働者にも利用の機会を与えることが義務づけられています。（労働者派遣法第４０条第３項）

※　業務の遂行に必要な能力を付与するために派遣先が実施する教育訓練については、派遣先の労働者と同種の業務を行う派遣労働者に対しても、実施することが義務づけられています。（労働者派遣法第４０条第２項）

※　派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第２６条第７項の情報の提供に係る書面等（派遣先は写し）を、当該労働者派遣が終了した日から起算して３年を経過する日まで保存しなければならない。